

平成21年12月9日  
事務連絡

指定介護療養型医療施設開設者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
サービス企画・指導グループ

特定診療費の理学療法、作業療法及び言語聴覚療法の入院日等について

上記の理学療法等については、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定することとなっています。

このことについて、医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合の扱いについては、平成15年4月版の介護報酬に係るQ&Aに基づき、医療保険適用病床の入院日又は医療保険適用病床でのリハビリ開始日を起算日とした取扱いとしておりました。

この度、この点につきまして、短期集中リハビリテーションの取扱いと整合をはかるため、介護療養病床への入院日又は介護療養病床でのリハビリ開始日を起算日とする取扱いに改めますのでご留意ください。

なおこの取扱いは、平成21年12月1日以降の適用といたします。

問合せ先

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
サービス指導グループ

川東・吉峰

連絡先

電話 087-832-3267、3269